

もしも手帳の商標登録について

「もしも手帳」が、令和2年7月31日付で、商標登録されました。商標登録内容は次のとおりです。

項目	内容
商標（標準文字）	もしも手帳
区分	第16類 手帳、ノートブック、カード、印刷物
商標権者	神奈川県横浜市中区本町 6-50-10 横浜市
出願日	令和元年10月25日
登録日	令和2年7月31日
登録番号	登録第6275596号

※商標権者の住所に関しては、本市の新市庁舎移転（令和2年6月29日に全面供用開始）により出願日時点の住所と異なります。特許庁に登録名義人の表示変更を申請済ですが、商標登録証の住所の記載は変更申請を行っても、新住所に変更されません。

■商標登録を行ったことによる注意事項

- (1) 現在配布している「もしも手帳」には、®マーク（登録商標マーク）を記載しておりません。しかし、上記のように商標登録を行っていることから、本市に断りなく名称を使用することや、作成意図と異なった使用をすることはできませんのでご注意ください。
- (2) 「もしも手帳」という名称を使用したい、本事業を参考にしたい等のご要望がありましたら、医療局がん・疾病対策課在宅医療担当までご連絡をお願いします。
- (3) 類似商標の存在を覚知した場合は、確認のためご連絡をさせていただきます。場合によっては、警告や勧告の手続きをとることがあります。